

第 13 号様式（第 31 条関係）

大磯町監査公表第 3 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 21 日

大磯町監査委員 高野澤 均

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象部課等

産業環境部産業観光課

3. 監査の範囲及び事務

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までに執行された平成 29 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

平成 30 年 4 月 5 日から平成 30 年 5 月 9 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である産業観光課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

農林、水産及び畜産業に関する事務、商工業の振興に関する事務、観光行事の開催、観光施設の設置、運営及び管理、観光の核づくりに関する事務、大磯港の活性化、指定管理に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果

平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・業務多忙期の休日勤務など苦慮されているところではあるが、職員の健康管理のためにも、振替は確実に取得されたい。
- ・次年度へ繰り越した農業振興地域整備計画の見直しや大磯港みなとオアシス（賑わい交流施設）の整備について、着実な推進を望む。